

学校法人高田学苑高田短期大学と松阪市との連携・協力に関する協定書

学校法人高田学苑高田短期大学（以下「甲」という。）と松阪市（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的に密接な連携・協力を図ることにより、相互の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）市の施策の推進や地域の課題解決に関すること。
- （2）教育及び福祉の向上に関すること。
- （3）子育て支援に関すること。
- （4）人材育成に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 連携細目等の具体的事項については、甲と乙の協議によって定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力において知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2か月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合には、同一条件をもって更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙が各自署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 三重県津市一身田豊野195番地  
学校法人高田学苑 高田短期大学

学長

栗原 廣海

乙 三重県松阪市殿町1340番地1  
松阪市

松阪市長

竹上 真人